

會學濟經學大國帝都京

叢論濟經

號二第 卷十二第

行發日一月二年四十大

論叢

相續税の能力原則上の弱點……………法學博士 神戸 正雄

社會學と現象學……………文學博士 米田庄太郎

倫理と經濟との關係……………法學博士 財部 靜治

時論

支那の社會の固定性……………文學博士 矢野 仁一

小作問題と朝鮮の小作制……………法學博士 河田 嗣郎

說苑

貨幣の對内及び對外價値の變動と貿易並ひに爲替との關係を論ず……………經濟學士 谷口 吉彦

雜錄

再び西陣の機業仲間について……………經濟學博士 本庄榮治郎

海運同盟の研究に關する……………法學士 小島昌太郎
 參考資料に就いて……………

海運同盟の研究に關する 參考資料に就いて

小島 昌太郎

——海運同盟に關する論文を本誌上に發表してから、私は度々その研究資料について質問を受ける。よつて、こゝに此問題につき興味を有する方のために此一文を載せる——
英吉利の海運同盟勅定調査委員會（一九〇六年）の報告書に列擧する所によると、英吉利及びその植民地關係航路だけで、大小の海運同盟即ちコンファレンスは、當時既に七十五の多

きを計へ、また北米合衆國下院の海運及漁業委員會が一九一三年に調査した所によると、同國關係航路に於て存在するコンファレンスは八十あると云ふことである。¹⁾ この英米兩國の調査に見はれたるコンファレンスの中には兩者に重複して居るものもあるが、併し之によつても、コンファレンスの網は殆ど世界の全航路に擴つて居ることが分る。日本諸港を含む航路に於ても、コンファレンスの存在するものは大正十三年の調査によれば十八ある。

かくの如く、今日國際的主要航路に於ては殆ど總てコンファレンスの存在せざるものなき位であつて、定期船業者はこのコンファレンス組織の下に、或は大なる程度に於て或は僅かなる程度に於て、相互の競争を制節し、獨占的地位を占めて、賃率に關しては概ね加盟者全體の協調に於て營業して居るのである。定期船事業が、かくの如く或程度の獨占の下に行はるゝ結果として、不定期船事業も亦、或範圍内には、之が爲めに、その營業の上に何等かの影響を受

- 1) Report of the Royal Commission on Shipping Rings, Vol. II, Appendix I 參照
- 2) Report on Steamship Agreements and Affiliations in the American Foreign and Domestic Trade, p. 281 參照

けざるを得ざる關係にある。故に海運に關する殆ど總ての重要な問題は、コンファレンスなるものを了解せざれば、其眞實の意味を把握し得ないと言つても差聞はない。従つて、コンファレンスに關する研究は、海運經濟の研究に於ても海運政策の研究に於ても重要な地位を占むるものである。のみならず、海運なるものは、對外貿易と頗る密接なる關係あるものであるから、この海運に於て獨占状態をつくる所のコンファレンスの研究は、對外貿易政策の研究に於ても亦等閑視するを得ざる所である。

コンファレンスの研究に關し第一次的の意義を有つ參考資料は、

コンファレンス契約及びコンファレンスと荷主との取引關係を表示する書類

である。コンファレンス契約は、コンファレンス存立の法的基礎であつて、加盟者相互の關係

が之に規定せられ、彼等が如何なる方法によりて相互の競争を制限し、且つ如何なる方法によりて相互の利害を調節して居るか之に表示せられて居る。故にコンファレンスなるものが如何なる性質のものであるかを知るには、この同盟契約を調査せねばならぬ。併し同盟契約によりて知り得る所は、只同盟の基本的内部關係だけであつて、その外部關係を知るがためには、更にコンファレンス又はその加盟會社と荷主との取引關係を調査しなければならぬ。この取引關係によりて、吾々は、同盟は荷主に對し如何なる地位に立つか、又如何なる程度の獨占を有するものなるかを知り得るのである。

然るに、加盟者相互間の内部關係も、コンファレンスと荷主との取引關係も、此等は必ずしも凡て文書によつて表示せられて居るものではない。否寧ろ主として文書たる形式をとらずして此等の關係は成立するものである。殊に、同盟契約に至つては、縦ひ文書に於て作成せられて居る場合でも、之に加盟者相互の總ての内部

關係が規定せられて居る譯ではなく、單に基本的なる内部關係が規定せられて居るだけで、その他の内部關係は Oral agreements 又は Gentle men's understandings として存在するに止まる場合が多い。故に同盟契約が文書に於て作成せられて居り、而してその契約文書を吾々が研究資料として利用し得る場合に於ても、之によりて知り得る所は、單にコンファレンスの基本的内部關係だけである。

ところが、研究者にとつて最も困る事柄は、コンファレンスの内部關係なるものは極力秘密の裡に保たれ、同盟契約書の如きは、決して之を局外者に窺知せしめないことである。それは、海運事業なるものは、本來競争的性質に富むものであつて、コンファレンスはこの競争による共倒れの危険を避けんがために組織せられるものであるから、その内部關係が同盟外の海運業者に漏れ、その營業のやり方が之に知られるときは、之によりて更に競争者を誘發し、コンファレンス設立の目的が破壊せら

る、虞があるからである。

工業や鑛業に於けるカールテルにあつては、カールテルを組織すると共に、その共同の資力を以て生産原料の大部分を支配するの地位に立つのであるから、外部に同業者があつても、彼等はカールテルの獨占を覆すに足るだけの力を有ら得ない。従つてカールテル組織自體に、獨占を破らんとする競争者を排斥する作用を具へて居る。故にその内部關係が縦ひ同業者に知られても、之によつて獨占的地位が覆さるゝ虞がある譯ではない。従つて必ずしも之を秘密に保つ必要がない。然るに海運に於けるカールテルである所のこのコンファレンスなるものには、生産原料の支配と云ふ様なことは全くなく、只生産手段と見做し得る所の船舶を支配して居るだけである。而も船舶の支配なるものは、生産手段の *means* の支配とはなり得ないものである。船舶なるものは何人にも所有し又は傭船することが出来るもので、そして海洋は萬人の自由なる使用に提供せられて居る公道である

から、コンファレンスが縦ひ一定の船舶を支配して居つても、その獨占を破らんとする競争者は、何時にても容易に表はれ得るものだからである。尤もコンファレンスは、かゝる競争者を排斥するために、運賃延長制その他の排他的手段をとるのであるけれども、これらの手段は生産原料の支配による競争者の排斥の如く、有力なものではない。それ故にコンファレンスは、加盟外のものにその營業のやり方の知られることを虞れて、内部關係を秘密の裡に保つため細心の注意を拂ふこととなるのである。

上に述ぶるが如き次第であるから、コンファレンスにありては、その内部關係を規定する契約が文書より成る場合でも、之が外部に漏れることを極力防ぐと共に、出來得る限りは、之を文書とせずして Oral or "tacit" understandings として居る。故に縦ひ官憲の調査の場合でも、コンファレンスの内部關係を知ることは、甚だ困難であつた。北米合衆國の House Committee on the Merchant Marine and Fisheries が

コンファレンス問題を調査した際に、コンファレンスの内部關係を知ることの困難であつたことについて、その報告の一節に次の如く述べて居る。

"Where written agreement govern the rates and methods of the lines, the terms of the agreements have been guarded with the utmost secrecy. Whereas domestic lines, with few important exceptions, answered the Committee's Schedule of Inquiries, the foreign lines, in the majority of instances, either ignored entirely the Committee's request for information or, under one pretext or another, declined to answer. Of the 208 foreign lines to whom Schedules of Inquiries were directed only 88 replied, and in some instances where the Inquiries were answered the lines gave only the merest outline of the agreements or understandings to which they were parties. American diplomatic and consular officers, who

were instructed to furnish copies or information of such agreements as far as the same could be obtained abroad, in most cases, when applying to steamship line representatives for the same, met with a polite refusal. A considerable number of the lines objected to the Committee giving publicity to their agreements, either on the ground that a suit was pending, or that other lines should not be made acquainted with their business methods. The testimony before the Committee also shows that in the majority of instances the agreements are only in the possession of the foreign principals of the lines, most American representatives of the lines having expressed a mere knowledge of their existence and an entire ignorance of their provisions.

コンファレンスの外部關係、即ち荷主との關係についても、一般の荷主と均等なる取引の範

雜 錄 海運同盟の研究に關する參考資料に就いて

圍内の事柄は、コンファレンスに於ても故らに秘密に保たんとするものではないから、多少の煩勞を厭はざれば之を知ることには必ずしも困難ではないが、併し特殊の荷主との取引又は荷主組合との契約の如きは、初めより秘密にせられて居るものもあり、又縦ひ秘密を要する事柄ではなくとも、此等は彼等の私事であり、又内情に屬する事柄で、世間に發表すべきものでもないから、局外者としては之を知るの便宜はない。

故に、コンファレンス契約やコンファレンスと荷主との取引關係を表示する所の文書は、コンファレンスの研究資料として第一次的意義を有つものであるけれども、現に有効に行はるゝそれらは、當事者以外の一般の人々の窺知し得ざるもので、只特殊の便宜を有するものゝみが利用し得る所のものである。従來、工業や鑛業に於けるカールテルに關しては、多數の尊重すべき研究が發表せられたに拘はらず、海運に於けるカールテルたる所

第二十卷 (第二號一五五) 四四九

1) Report on Steamship Agreements and Affiliations in the American Foreign and Domestic Trade, p. 294-5.

のコンファレンスに就いては、その研究の乏しかつた理由は主として茲にある。

併し乍ら、また、此等の資料は次に紹介する官憲の報告又は著書に於ても或程度までは提供せられて居る。故に局外者と雖も之を利用するに於ては、此等の資料を全然窺ひ得ないものでもない。

コンファレンスに關する最初の且つ最も詳密なる官憲の報告書は、

(1) Report of the Royal Commission on Shipping Rings, with Minutes of Evidence and Appendices, 1909.

である。之は一九〇六年十一月三十日の勅令と、一九〇七年六月二十四日の勅令とによつて、to inquire into the operation of Shipping "Rings" or Conferences generally, and more especially into the system of deferred rebates, and to report whether such operations have caused, or are likely to cause injury to British or

Colonial trade, and, if so, what remedial action, if any, should be taken by legislation or otherwise と云ふ目的を以て任命せられたる "Royal Commission" が精細なる調査研究の結果發表した報告書である。この委員會は十九人の委員より組織せられ、コンファレンス加盟者、不定期船主、貿易業者、商業會議所代表者等の六十七人の利害關係者を證人として喚問し、又特に南阿植民地へも小委員を派遣して同地に於ても亦五十三人の證人を喚問し、證人には何れも先づ意見書及び證據書類を提出せしめ、之に基きてコンファレンスに關する各種の事實と證人の意見とを尋問し、且つ海外駐劄の外官交及び領事をして駐劄國關係のコンファレンスの現状、之に關する法規等を報告せしめて、實にコンファレンスに關して精密なる研究を遂げたものである。

この報告書は五卷より成り、第一卷は報告の本文であつて、Report と稱せらるゝ多數意見書が、そして之と多少見解を異にする Minor

Report により成り、且つその何れに對しても留保意見書を提出した委員の意見をも載せてある。第二卷は三部より成り、Part I は Memoranda and Miscellaneous Documents を題して、この委員會當時に於ける英吉利及びその植民地の關係航路に於けるコンファレンスの總てについて、その地域、その加盟者並びに運賃延長に關する諸條件の概略表。コンファレンス問題を委員會が取扱ふに至るまでの問題の沿革。コンファレンス及び運賃延長に關する法律的諸問題に關する法律家の意見書、各航路の貿易統計、コンファレンスと荷主との各種の契約、其他コンファレンスに關する各種の調査書が載せてある。Part II は Reports from India and British Colonies and Protectorates を題して、各植民地に於けるコンファレンス問題の調査書を以て之に充て、Part III は Report from His Majesty's Representatives Abroad を題し Austria-Hungary, Belgium, Brazil, France, Germany, Greece, Italy, Japan, Netherlands, Norway, Portugal, Russia,

Spain, United States of America の十四ヶ國に於て、外交官及び領事がこの委員會の指示したる事項について調査したる所の報告書が輯録してある。第三卷及び第四卷は一九〇七年二月十六日より、一九〇八年六月二日に至る間に於て三十六日に亘り、六十七人の證人を喚問して調査したる精密なる記録であつて、證人の提出したる Statements を之に關聯したる委員の尋問及び證人の答辯を一々記載し、且つ之に關する索引を附したものである。第五卷は Report of Sub-commission upon Evidence taken in South Africa, with Minutes of Evidence and Appendices を題し、特に南阿航路に於けるコンファレンスに關する報告、調査書類及び南阿各地に於て召喚した五十三人の證人の Statements を問答を輯録したものである。

この報告書五卷は、何れも foolscap 型の書冊で、全部にて千五百頁程もあり、第一卷と第五卷の一部を除きては何れも六號活字を以て印刷せられて居る所に浩澁なる報告書であつ

て、之が公表せられたことによつて、從來秘密の帷の裡にありたるコンファレンスなるものが、初めて世に公にせられたのであるから、コンファレンス研究には頗る貴重なる參考資料である。而して此報告書には、コンファレンス契約の原文は載せて居ないが、前述の如く、調査書の總てと、證人として喚問せられた各種利害關係者の意見とを詳細に記載してあるから、之によりて、研究者は、

委員會そのもの、結論を離れて、獨立の研究をなし得ると共に、委員會の結論も多數意見と少數意見とに分れて居るがため、コンファレンス問題につき利害を異にするもの、見方の相違する點を明かにすることが出來、且つかゝる意見の分離を來す所以をも窺ひ知ることが出来る便宜がある。故に此意味に於ても此報告書は研究資料として特殊の價值あるものである。又、この報告書がコンファレンス若しくはコンファレンス加盟會社と荷主との取引關係を、コンファレンス側の證人と荷主側の證人とにより

て、各々の立場より説明したる記録を詳細に載せて居ることは、局外者にどりて容易に調査し難き事柄の真相を曝露したもので、此點も甚だ有益なる資料である。

併し乍ら、此報告書は委員會の調査の目的が前述の如きものであるから、その取扱ふ所主として、英吉利とその植民地關係のコンファレンスであるのと、且つそれらが英吉利の貿易及び海運に及ぼす影響を實際の見地より調査したものであつて、學術的なる一般的性質を有つ研究と云ふべきものでないことは附言するまでもない。従つて、問題の範圍が Shipping Conference proper に限局せられてあつて、學術的には之と關聯を有する諸多の問題には、全然觸れて居らず、且つ英吉利關係以外のコンファレンスについては、此報告書によつては、只僅かな事柄だけしか知ることが出來ない。故にかゝる方面の研究には、一般のカールテルに關する研究、又はコンファレンスに關する他國の調査報告を參照せねばならぬ。

英吉利に於ては、上述の報告書の外に更に一九二三年に發表せられた

(2) Final Report of the Imperial Shipping Committee on the Deferred Rebate System, 1923.

がある。之は Imperial Shipping Committee が、世界大戦後、運賃延戻制について各方面より起りたる苦情、特に濠洲聯邦政府よりの苦情に基づき、コンファレンスに關し更めて調査をなしたる結果の報告書であつて、曩の Royal Commission の報告書に比ぶれば頗る簡單なもので、僅に本文二十七頁、附録を加へて五十六頁の crown octavo 型の小冊子である。此報告書の主要なる内容は、定期船事業に於ては、some "ties" over the shippers が必要なる所以を説明し、その tie をいつ deferred rebate system の agreement system との利害得失を比較研究して、結局、荷主に對して此兩者にいつか running option を與へる組織をなすことが、最も弊害少

くして而もコンファレンスが社會に與ふる利益を増進する制度であるとして、之が採用を勧告したる點にある。

此委員會も利害關係人の意見を徴したのであるが、それらの意見は Royal Commission の報告の如く、一々詳細に之を掲載せず、只その梗概だけを Appendix として載せたのである。而して此報告書には、Royal Commission 時代よりこの Imperial Shipping Committee の調査のときまでに、コンファレンスの慣行に於て變化のありたる事柄を記載してあると共に、之に特に記載して居ない事項についてはコンファレンスの實質に於ても運賃延戻制の組織に於ても Royal Commission 當時より何等の變化のなきことを、調査の結果明かにしたと云ふことが述べてある。故に前掲の Royal Commission の報告書は今日に於ても尙研究資料として貴重なるものなることが、之によりて裏書せられた譯である。

この報告書が Final Report と稱せらるゝが Imperial Shipping Committee などと發表せらるゝがら

(3) Interim Report on the Deferred Rebate System as obtaining in the trade between the United Kingdom and Australia, 1922.

この報告書を發表して居るから、之に對してどう云ふのである。

この Interim Report は、僅に六頁より成るもので、濠洲政府の請求に基き、Australian Conference が Commonwealth Government Line (一九二三年より Australian Commonwealth Line of Steamers と改稱) の船舶に積荷をなす荷主に對しては、積荷引受の拒絶をしたことと事實にどうかの Imperial Shipping Committee の調査した結果を記載するに止まるものである。尙ほ、

(4) Report of the Departmental Committee appointed by the Board of

Trade to consider the Position of The Shipping & Shipbuilding Industries after the War, 1918.

この Atlantic Pooling Arrangements の沿革に關する簡明なる記述が、(First Report, Appendix III, pp. 24.) 戦前に於ける獨逸會社加盟のロンドンメンズに於ては、彼等がその加盟並びに加盟後の態度に於て頗る狡猾なる所あり、自己の利益の増進、勢力の擴張の爲めには屢々協約を無視する不正なる手段を用ひ、加盟の英吉利會社が破壊的なる運賃戦を避ける爲め、之を隱忍せるに乘じ随分彼等を壓迫したる事例の記述 (Final Report, Sec. II—German Competition, pp. 182.) がある。

〔未完〕